

令和8年夏に向けた職場における熱中症対策について

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

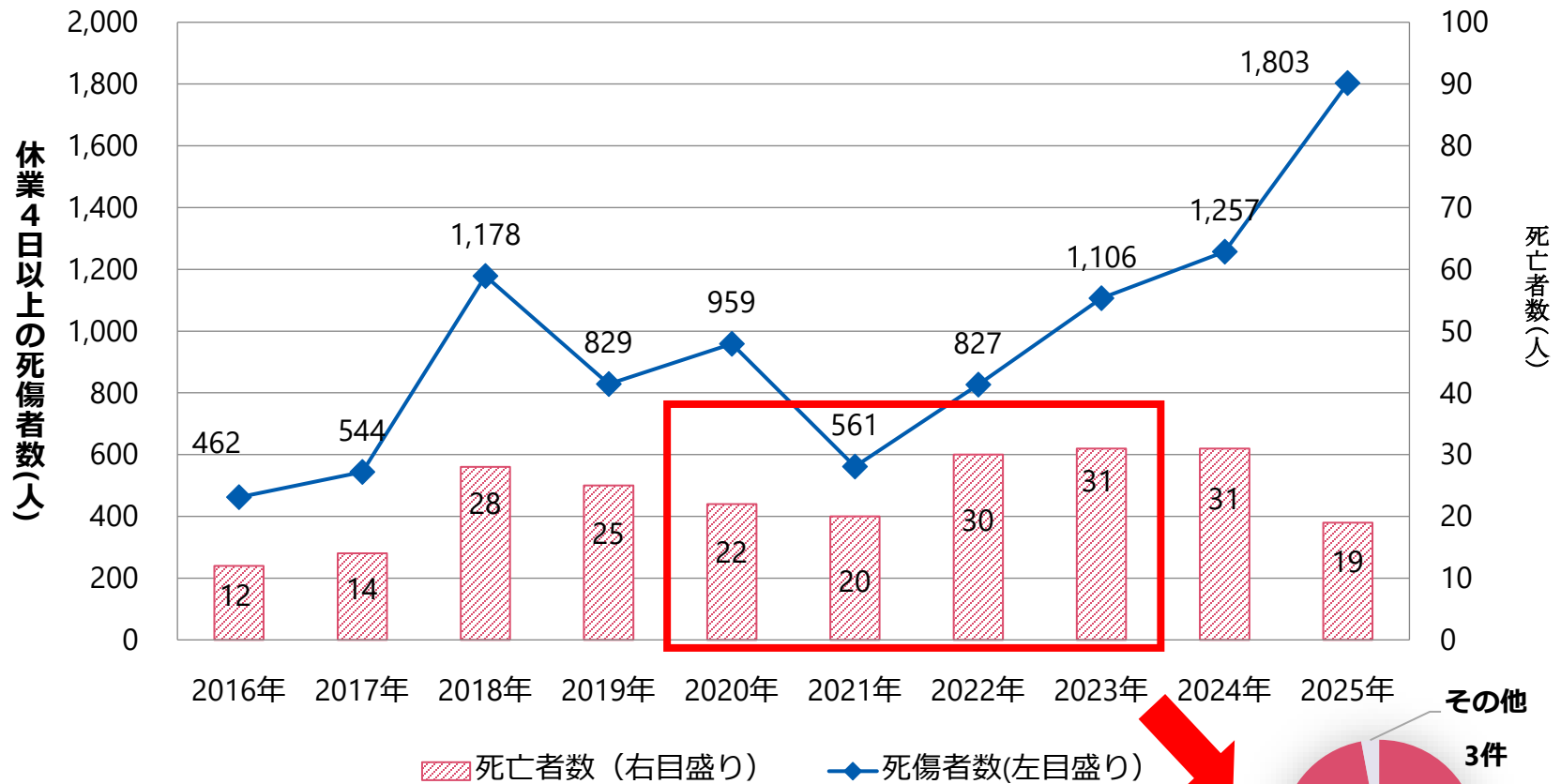
- **職場における熱中症の発生状況と特徴**
- 令和7年省令改正について
- 熱中症の予防策について
～職場における熱中症防止のための
ガイドライン～
- ガイドラインで特に気をつけて
いただきたいこと
- その他ガイドラインの取組事項

職場における熱中症の災害発生状況（確定値）

昨今の記録的猛暑の影響もあり、増加傾向。

「初期症状の放置・対応の遅れ」が死亡災害につながる傾向

職場における熱中症による死傷者数の推移



出典：業務上疾病発生状況等調査：厚生労働省
(死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む)

初期症状の放置・対応の遅れ

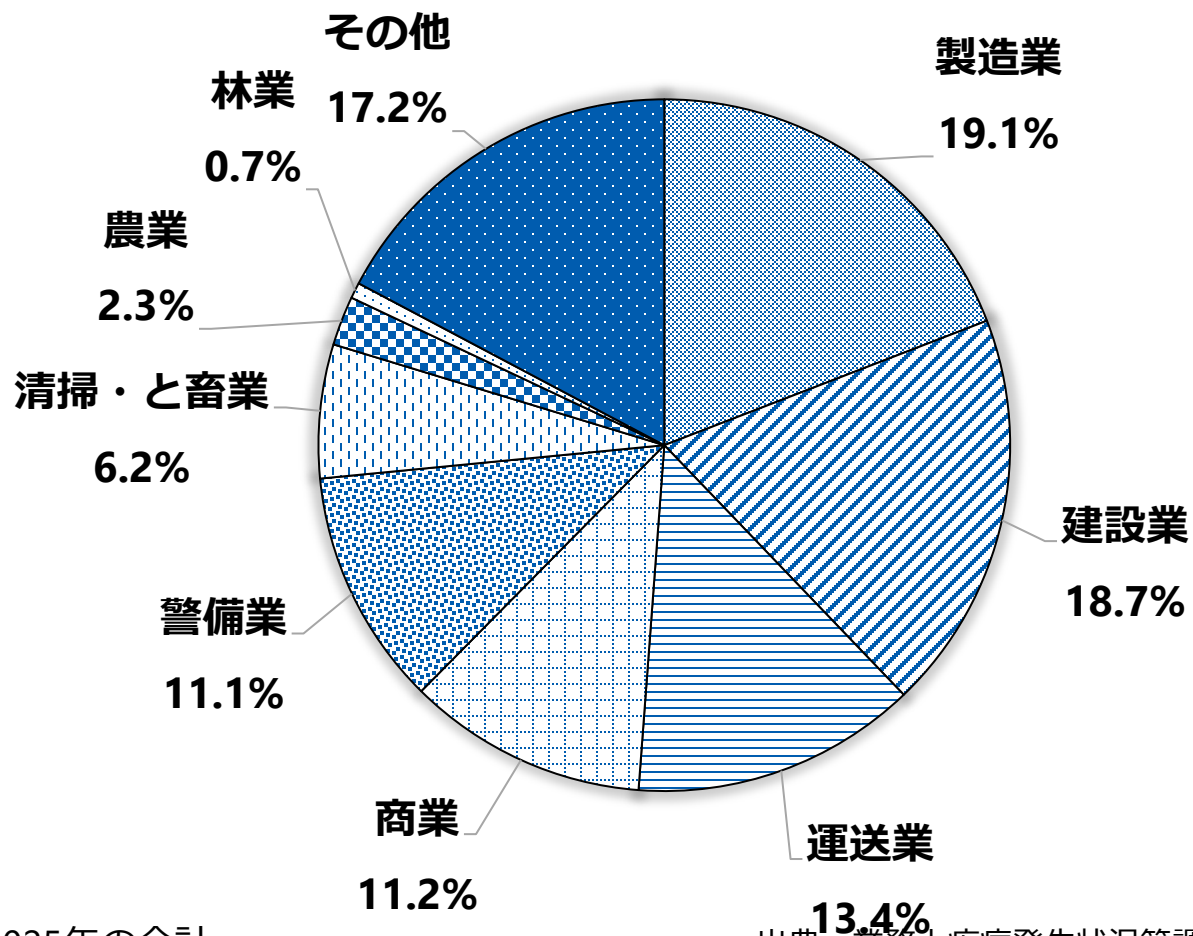
100件

3件

業種別 職場における熱中症の災害発生状況（確定値）

熱中症は、幅広い業種で発生。

製造業・建設業・運送業・商業・警備業の順

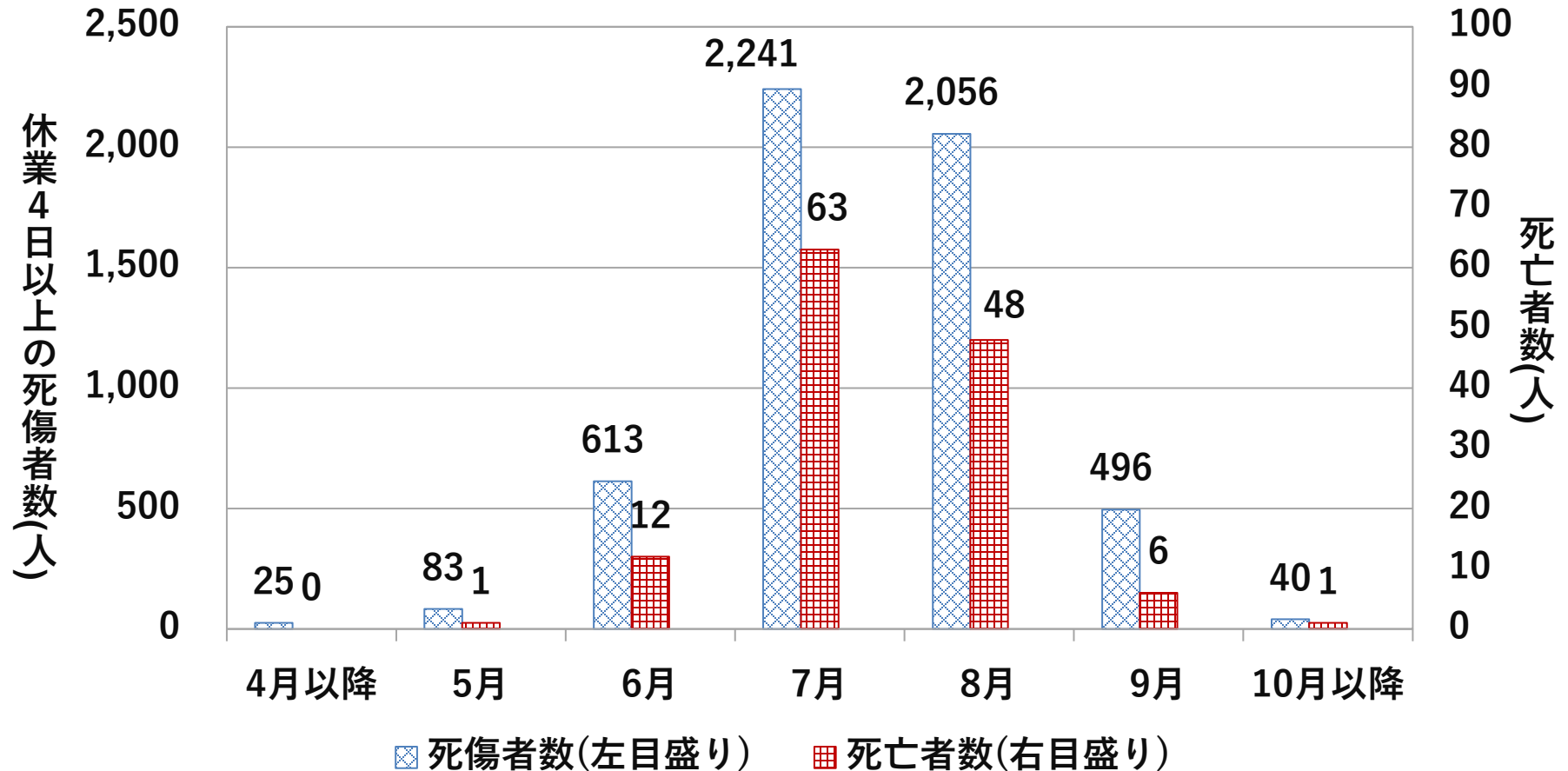


※2021年～2025年の合計

出典：業務上疾病発生状況等調査：厚生労働省
(死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む) 4

月別 職場における熱中症の災害発生状況（確定値）

熱中症の発生は、6月から増え始め、7月にピークになる傾向

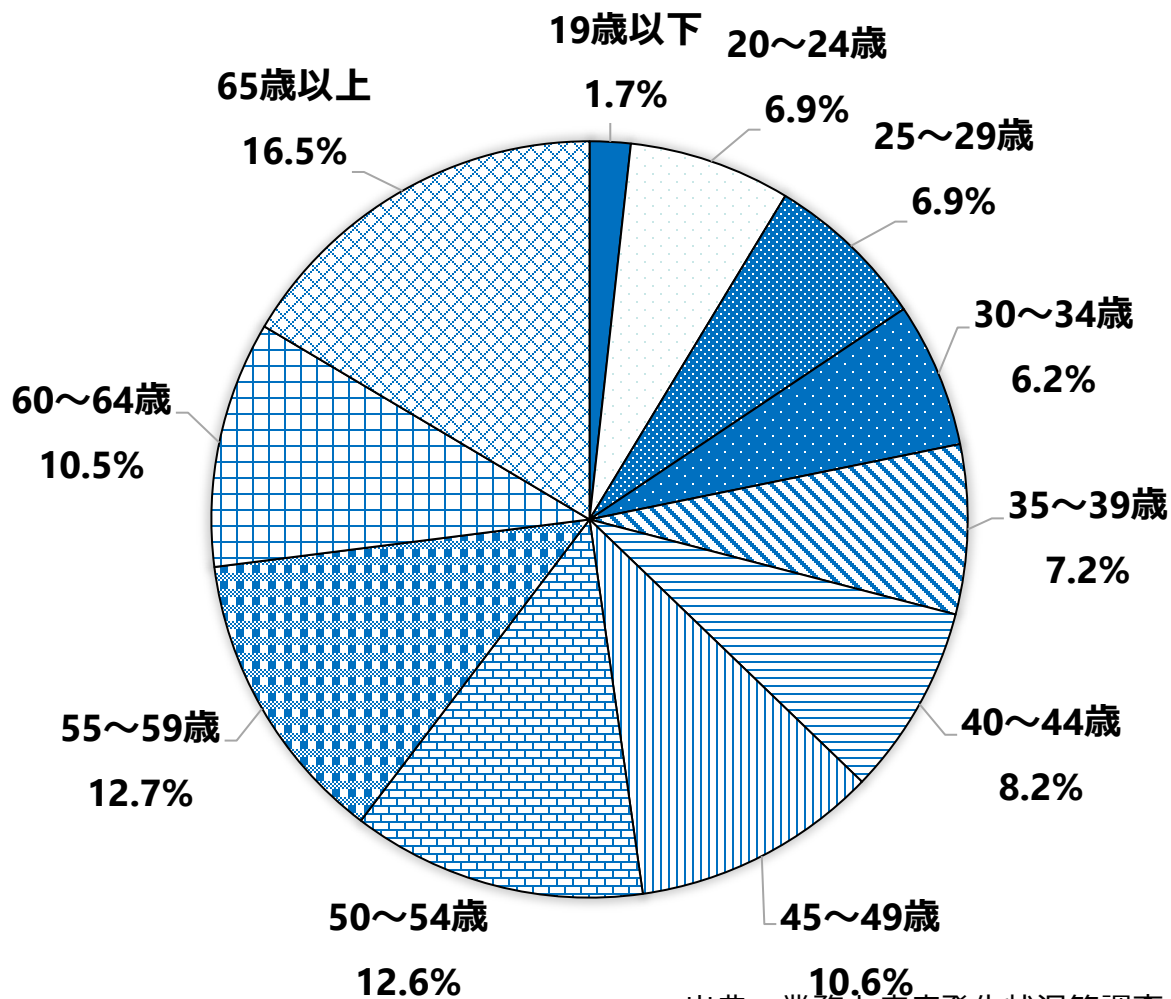


※2021年～2025年の合計

出典：業務上疾病発生状況等調査：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）⁵

年代別 職場における熱中症の災害発生状況（確定値）

被災者の5割以上は50歳以上だが、幅広い世代で被災



※2021年～2025年の合計

出典：業務上疾病発生状況等調査：厚生労働省
(死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む) 6

- 職場における熱中症の発生状況と特徴
- **令和7年省令改正について**
- 熱中症の予防策について
～職場における熱中症防止のための
ガイドライン～
- ガイドラインで特に気をつけて
いただきたいこと
- その他ガイドラインの取組事項

熱中症かな、と思ったら

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要（労働安全衛生規則第612条の2）

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体の冷却
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

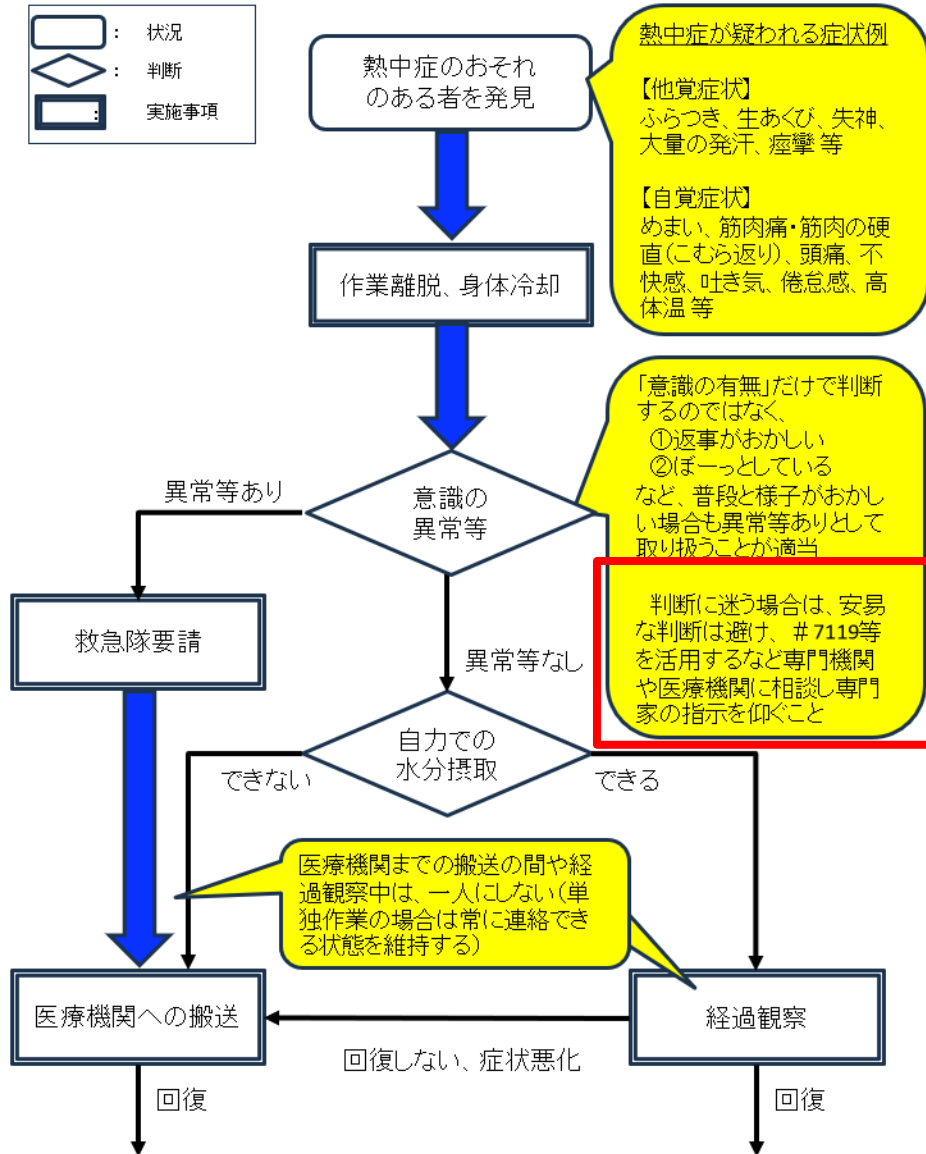
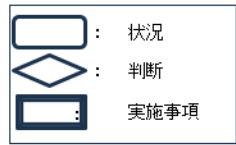
※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

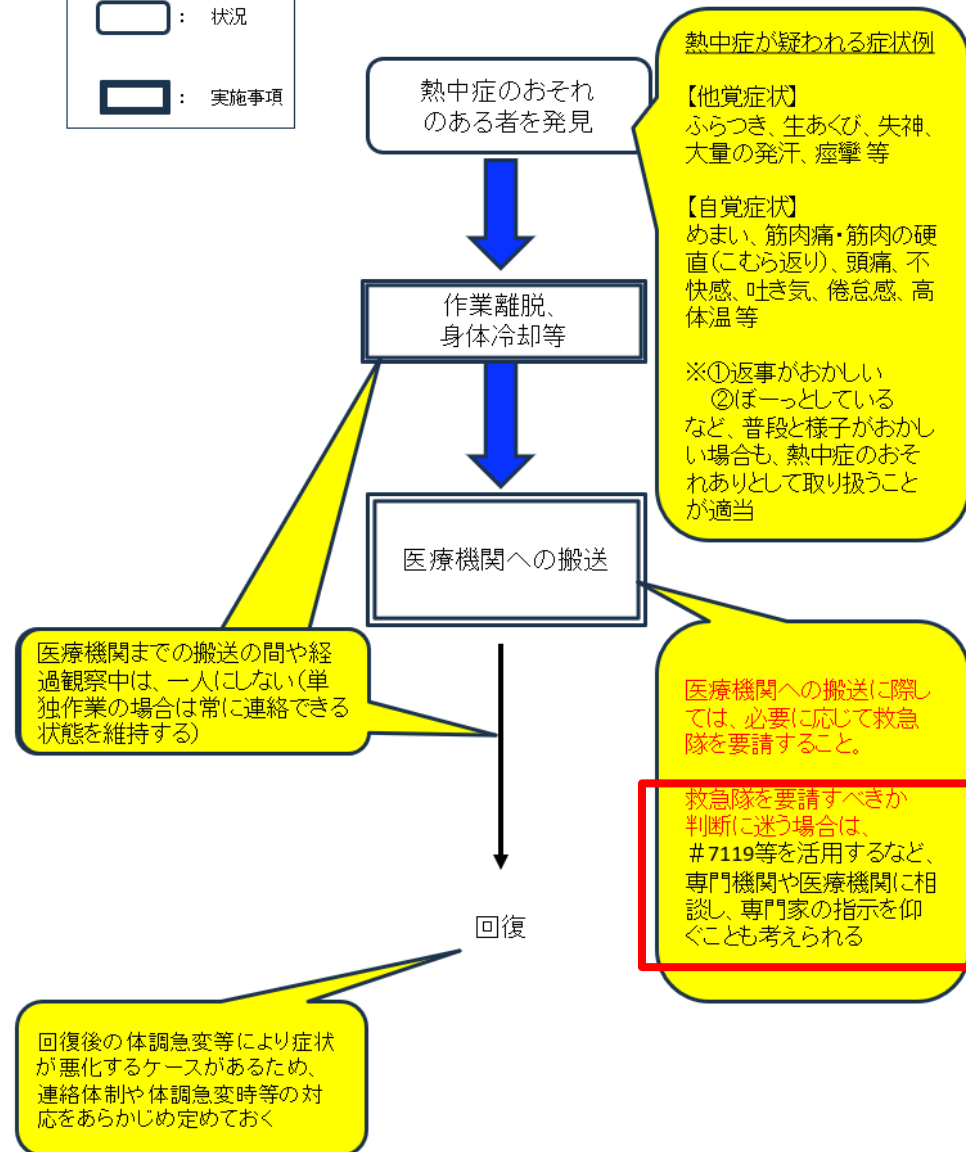
(1) 公布日 令和7年4月15日

(2) 施行日 令和7年6月1日

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図例）

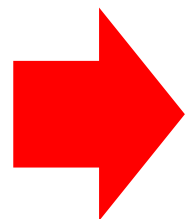


回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく



- 職場における熱中症の発生状況と特徴
- 令和7年省令改正について
- **熱中症の予防策について**
～職場における熱中症防止のための
ガイドライン～
- ガイドラインで特に気をつけて
いただきたいこと
- その他ガイドラインの取組事項

- 事業場における各種業務が円滑に遂行されるためには、死亡者数の抑制だけでなく、休業4日以上の死傷者数の抑制も重要であり、熱中症の罹患リスクそのものを低下させることが求められる
- 令和8年夏も暑くなることも考えられることから、予防策を一層推進していく。
- 熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定する。



「職場における熱中症防止のためのガイドライン」策定

(令和8年3月)



第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- **職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定**
 - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

3 熱中症リスクの評価・検討

- **熱中症リスクの評価**
 - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- **熱中症リスクの低減のための措置の検討**
 - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
 - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
 - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。

- **各種管理者等の選任と役割**
 - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- **作業手順・作業計画の策定**
- **報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知**

2 作業環境管理

- **WBGT値の低減**
 - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- **休憩場所の整備等**
 - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

- **作業時間の短縮等** 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- **暑熱順化** 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- **プレクーリング** 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- **水分及び塩分の摂取** 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- **服装による身体冷却** 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- **作業中の巡視** 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- **業種・作業別の対応例**

4 健康管理

- **健康診断結果に基づく対応**
- **日常の健康管理等**
- **作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認**
 - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

- 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。
- **熱中症予防管理者労働衛生教育** ● **職長等向け教育** ● **作業従事者向け教育**

6 異常時の措置

- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- **実施時期**
- **いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について**
- **注文者や作業場所管理事業者による配慮**
- **労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について**

図表等

- **身体作業強度等に応じたWBGT基準値**
- **衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）**
- **熱中症の症状と分類**
- **熱中症による健康障害発生時の対応計画**
- **熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等**

- 職場における熱中症の発生状況と特徴
- 令和7年省令改正について
- 熱中症の予防策について
～職場における熱中症防止のための
ガイドライン～
- **ガイドラインによる具体的取組事項**

熱中症リスクの評価

○有害性リスクの要因

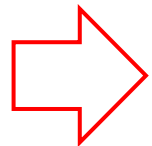
- ①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具
- ④身体負荷の大きい作業

○湿球黒球温度の値（WBGT値）の測定

- ・作業場所でWBGT値を測定（実測が基本）
（JIS B7922に準拠した指数計を使用）
- ・困難な場合は地域の参考値の使用も有効だが、作業場所の状況は反映されていないことに留意

○熱中症リスクの評価・検討

- ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、WBGT基準値に照らし、熱中症リスクを見積もる。
- ・熱中症リスクの低減のための措置の検討
 - ・作業環境管理・作業管理などの検討。
 - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える可能性のある疾病や障がいを持つ作業者に対しては作業時間の短縮等を検討



作業場所の熱中症リスクを把握・評価

(参考) WBGT基準値と着衣補正

表 1-1 身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ（釘）打ち、盛土]；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所では走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

表 1-2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值（°C-WBGT）

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき着衣補正值（°C-WBGT）
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、その共重合体等の総称である。

○衛生委員会等を活用し、

- ・労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要
- ・夏季の対策の効果を秋季や冬季などに確認し、次年の夏季に向けた対策に活用

○各種管理者等の選任と役割

- ・衛生管理者等を中心に、熱中症防止対策について検討

※衛生管理者等の職務

作業に応じたWBGT基準値の決定、WBGT値の低減対策の検討・実施状況確認、朝礼時等作業開始前に作業者の体調・暑熱順化の状況確認 等

※衛生管理者等以外に熱中症防止対策を行わせる場合は、研修等で必要な知識を習得させ、熱中症予防管理者に選任

○作業手順・作業計画の策定

- ・暑熱順化プログラム、WBGT値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT基準値を踏まえた作業中止に関する事項を含める。

○報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

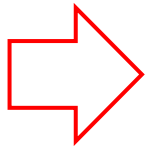
- ・労働安全衛生規則第612条の2に定める措置の徹底

○WBGT値の低減

- ・ 高温多湿作業場所において、発熱体と作業者との間に遮へい物の設置
- ・ 屋外の高温多湿作業場所において、直射日光や照り返しを遮ることができる簡易な屋根の設置
- ・ 適度な通風や冷房を行うための設備やミストシャワー等による散水設備などの設置

○休憩場所の整備等

- ・ 適切な身体冷却のため、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保
- ・ 休憩の設備はできる限り作業者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい
- ・ 休憩場所は足を伸ばして横になれる広さを確保
- ・ 休憩場所又はその近隣に身体を適度に冷やすことのできる設備・物品を設ける
- ・ インフラが使用できない場所であっても日傘や日よけテント等による日陰も重要
- ・ 水分・塩分の摂取のために飲料水等の備付け



作業場所の熱中症リスクを低減させる

○作業時間の短縮等

- ・ 作業の休止時間、休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮するよう努める
- ・ 着衣補正值を加えたWBGT値がWBGT基準値を大幅に超える場合、原則として作業を行わないこととする
- ・ やむを得ず作業を行うときは、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定することに留意

WBGT 基準値からの超過	休憩時間の目安（1時間当たり）
1℃程度超過	15分以上
2℃程度超過	30分以上
3℃程度超過	45分以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

- ・ 身体作業強度が高い作業を避ける
- ・ 可能であれば日陰の場所に作業場所を変更

○暑熱順化

- ・ 暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が熱中症の発症リスクに大きく影響
- ・ 通常、作業者が暑熱順化していない場合
 - ①梅雨から夏季になる時期において、気温が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合
 - ②新規入職者などが新たに高温多湿作業場所で作業を行う場合
 - ③作業者が長期間高温多湿作業場所での作業から離れ、再び当該作業を行う場合
- ・ 暑熱順化の方法は、7日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整、次第に長くすることなど
- ・ 夏季休暇等で熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失
⇒ 3～4週間後には完全に失われる

○プレクーリング

- ・ 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑える
- ・ 体表面から冷却する方法と冷水やアイスラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法
- ・ 休憩時間中のプレクーリングも検討

○水分及び塩分の摂取

- ・ 多量の発汗を伴う作業場では、塩及び飲料水備え付けることが義務（労働安全衛生規則第617条）
- ⇒ 飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等を備え付け
- ・ 作業員（特に加齢や疾病による場合）は自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあることに留意
- ※尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は体内の水分が不足している可能性
- ⇒ 自覚症状の有無にかかわらず、作業前後の摂取、作業中の定期的な摂取を指導
- 作業員の水分、塩分の摂取の確認表、巡視による確認等により定期的な摂取の徹底を
- ・ 塩分を摂取するときには、0.1～0.2%の食塩水、ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク等を20～30分ごとにカップ1～2杯程度を摂取することが望ましい（摂り過ぎには注意）
 - ・ 塩分の摂り過ぎには注意するとともに、高血圧や糖尿病など塩分、糖分等の摂取が制限される基礎疾患がある場合は主治医、産業医等に相談

○服装による身体冷却

- ・ 熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用
 - ・ 身体を冷却する機能を持つ服やヘルメットの採用
 - ・ 身体を冷却する機能を持つ服は一定程度有効ではあるが、そのみでは熱中症を防止することは困難
- ⇒ 他の対策との組合せを

○作業中の巡視

- ・ 頻繁に行い、声かけ
- ・ 定期的な水分及び塩分の摂取を確認
- ・ 作業者の健康状態（心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況）確認
- ・ 単独作業はなるべく短時間に
- ・ 作業者はお互いの健康状態に留意、異変を感じた際は躊躇なく周囲や緊急連絡先に申し出るよう指導
- ・ 単独作業が避けられない場合はウェアラブルデバイス等の導入による作業者の状態のリアルタイム把握などと組み合わせなどを検討

○作業開始前に当日の体調に異なる点の有無の確認、作業者自身の健康管理が重要

- ・ 熱中症の発症者は当日又は前日に、睡眠不足、食欲低下、下痢や感冒症状、全身倦怠感などの比較的軽微な体調変化が先行し、それが暑熱ばく露と重なることで急激に重症化する例が多い

○健康診断結果に基づく対応

- ・ 安衛法に基づき健康診断で異常所見があると診断された場合は医師等の意見を聴き、その意見を勘案して必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等適切な措置を講ずることが義務付けられている
- ・ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病の治療中等の作業者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、作業を行う場合の留意事項等について、産業医、主治医等の意見を勘案し、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等適切な措置を講ずること

※熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病（例）

糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢

○日常の健康管理等

- ・ 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与える
- ・ これらを踏まえ、日常の健康管理について指導
- ・ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病の治療中の場合は対応が必要であることを教示
- ・ 熱中症の具体的症状を作業者に教育し、作業者自身が早期に気づくことができるようにすること

表2 熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I度	めまい・生あくび・失神 (「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。) 筋肉痛・筋肉の硬直 (筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。) 大量の発汗	小
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 (体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」と言われていた状態である。) 集中力や判断力の低下	大
III度・IV度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 (呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない又は歩けないなど。) 高体温 (体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当する。)	

○作業者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認

- ・ 当日の作業開始前に、朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の確認や声かけ
- ・ 職長等の管理者は、入職後1週間未満や熱へのばく露から4日以上離れていた作業者をあらかじめ把握し、巡視の頻度を増やすなど配慮
- ・ 必要に応じて配置換えも検討
- ・ 作業者も、体調に普段と異なる変化等がある場合は管理者に申し出ることが望ましい

○労働衛生教育

- ・ 熱中症予防管理者、職長等及び作業従事者に対して、労働衛生教育を実施する。
- ・ 実施時期については、雇入れ時教育の機会など、事業場の実情を踏まえたものとする。
- ・ 教材は、厚生労働省が運営しているポータルサイトに掲載しているものも活用できる。
- ・ 事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。



作業従事者向け教育（短時間で、繰り返すことが望ましい。）

事項	範囲
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none">・ 熱中症の概要・ 職場における熱中症の特徴・ 体温の調節・ 体液の調節・ 熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none">・ WBGTの意味・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急時の救急措置
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none">・ 熱中症の災害事例

○異常時の措置

- ・ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合、周囲の作業者は、熱中症が疑われる作業者を必ず
一旦、作業から離し、救急処置として涼しい場所で当該者の身体を冷やし、水分及び塩分の摂取を。
症状に応じ、救急隊の要請又は医師の診察を受けさせる
- ⇒ これらについてはためらわずに行うこと
判断に迷う場合は放置したり、躊躇して先送りにしたりせず、速やかに専門家の指示を仰ぐこと
(#7119など活用)
- ・ 熱中症を疑わせる症状としては、大量発汗、けいれん、立ちくらみ・めまい、頭痛・吐き気等

熱中症リスクに応じた措置 ～ 7 その他の留意事項 ～

○実施時期

- ・ 概ね4月中までに準備
- ・ 気温が急激に上昇する時期等はいつも以上に注意喚起を

○いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者

- ・ 当然に労働安全衛生法に定められた措置の対象

○注文者や作業場所管理事業者による配慮

- ・ 注文者は、特に夏季の屋外作業は熱中症のおそれのある作業となる可能性が高いことから、経費や工期・納期等について配慮を
- ・ 作業場所管理事業者は、休憩場所について要望等があった場合は、誠実に協議して対応を

○労働者と異なる場所で就業する個人事業者等

- ・ 熱中症の症状を自覚したときの連絡先や手順を自ら決定して対応するなど、自ら熱中症防止に取り組むことが必要
- ・ 教材を用いて繰り返し知識を習得することが重要

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し、熱中症予防の責任体制を確立 | <input type="checkbox"/> 暑さ指数 (WBGT) の把握の準備
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検 |
| <input type="checkbox"/> 作業手順・作業計画の策定
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定 | <input type="checkbox"/> 設備対策の検討
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討 |
| <input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討
冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討 | <input type="checkbox"/> 服装の検討
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討 |
| <input type="checkbox"/> 教育研修の実施
管理者、作業者に対する教育を実施
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="font-size: small;">ガイド・教育動画</div> <div style="font-size: small;">e-learning</div> </div> | <input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認
緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知 |

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、消防庁

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価**
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

環境省
熱中症予防情報
サイト

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減
準備期間に検討した設備対策を実施 | <input type="checkbox"/> 休憩場所の整備
準備期間に検討した休憩場所を設置 |
| <input type="checkbox"/> 服装
準備期間に検討した服装を着用 | <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止 |
| <input type="checkbox"/> ブレイクリング
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる | <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取
水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮） |
| <input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること | <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢 |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認 | <input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認
巡視を頻繁に行い声をかける。「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導 |
| <input type="checkbox"/> 異常時の対応
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、 全身を濡らして送風 することにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請） | |

重点取組期間 7月 にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請